



# 広報 さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和8年3月19日：第21版

## 【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係  
電話：(0996)24-8919

町民環境課 町民係から

### 案内 住所変更手続き等の受付時間延長・日曜開庁を実施します（本庁のみ）

引越しに関する手続きで窓口が混み合うため、下記の期間に役場本庁で窓口の受付時間延長・日曜開庁を実施します。手続きには本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。また、期間中はマイナンバーカードの申請・交付・更新手続きも受け付けます。

**【期間】** 3月30日（月）～4月3日（金） 午後6時30分まで延長  
3月29日（日）・4月5日（日） 午前8時30分から正午まで開庁（本庁町民係のみ）

#### 【受付業務】

①転入・転出などの住所変更と関連する手続き

※3月29日（日）・4月5日（日）は町民係手続きのみ可能です。

その他の手続きは、上記窓口延長時間または通常の開庁時間内をお願いします。

②マイナンバーカードの申請・交付・更新等

平日にマイナンバーカードの交付を希望の方（住所によって受取場所が異なります）、3月29日（日）・4月5日（日）に各種手続きを希望の方は、事前に来庁予約（町民係直通 0996-24-8927）をお願いします。

	平日延長時間（3/30～4/3）	日曜開庁（3/29・4/5）
できる 手続き	住所変更	住所変更
	住所変更に関連する手続き	-
	マイナンバーカードの手続き ※交付は事前予約制	マイナンバーカードの手続き ※全て事前予約制

※上記以外の業務は取り扱いできません。（各種証明書発行は不可）

状況によっては当日手続きできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

~~~~~ 来庁せずにできる手続きをご活用ください ~~~~~

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインでの転出等の異動手続き（転入・転居の場合は、オンライン手続き後必ず引越し先の役場、役所に来庁する必要があります。）や、コンビニでの各種証明書発行が可能です。役場に来庁せずにできる手続きをぜひご活用ください。

詳しくは、以下の二次元コードからご確認いただけます。

マイナポータル  
引越し手続き  
二次元コード→



コンビニ交付  
二次元コード→



<お問い合わせ先>

町民環境課 町民係  
電話：(0996)24-8927  
窓口：本庁1階1番

**案内** 健康ふれあいセンター「あび〜る館」の温泉利用時間と料金が変更されます

さつま町健康ふれあいセンター「あび〜る館」の温泉利用時間と料金が令和8年4月1日より変更になります。ご利用いただく皆様には、ご負担となりますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

**【変更内容】**

| 区分     | 変更前           | 変更後          |
|--------|---------------|--------------|
| 温泉利用時間 | 午前9時から午後9時30分 | 午前9時から午後9時   |
| 温泉利用料  | 大人1人<br>330円  | 大人1人<br>380円 |

※ 回数券の利用料についても変更がありますので、詳しくはあび〜る館へお尋ねください。  
その他利用料に変更はありません。

＜お問い合わせ先＞

健康ふれあいセンター「あび〜る館」 電話:(0996) 31-5015  
さつま町役場 総合政策課 企画政策係 電話:(0996) 24-8916

**募集** さつま町農業委員を募集します（任期3年間）

**【募集期間】** 令和8年4月1日(水)～令和8年4月30日(木)

**【募集人数】** 10人

**【任期】** 令和8年8月1日～令和11年7月31日

**【職務内容】**

毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地法に基づく許認可等、合議体としての意思決定を行うほか、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構との連携を図る活動を行います。

また、農地利用最適化推進員と共に、農地の出し手・受け手への働きかけにより、農地等の利用集積・集約化を推進、耕作放棄地の発生防止と解消等に向けた現場活動や、農地の巡視及び違反転用の監視等を行います。

**【応募方法】**

「一般推薦」、「団体推薦」と「自らの応募」の3種類の方法があります。応募の方法の詳細については、「募集要項」をご覧ください。募集要項は、農業委員会、各支所農林係で配布しています。

町ホームページからダウンロードできます→



＜申込み・お問い合わせ先＞  
農業委員会 農地係  
電話(0996)53-1111  
窓口:本庁別館1階

## 助成

## 令和8年度 短期人間ドック検査費用の一部助成について

## 【対象者】

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で次の①～③すべてに該当する方が対象です。

①受診日において、さつま町に住所を有している30歳以上の方

※さつま町国民健康保険の方は継続して1年以上加入している必要があります。

②国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納が無い世帯の方(前年度以前)

③人間ドックの検査結果の提供に承諾できる方

※令和7年度から、前年度に人間ドックの助成を受けた方も対象になりました。ただし、前年度受けていない方が優先となります。

## 【対象となる短期人間ドック・助成額】

|                  |              |          |
|------------------|--------------|----------|
| 1日ドック、2日ドック、脳ドック | 25,000 円     |          |
| 女性ドック            | 30,000 円     |          |
| がんドック            | DWIBS 検査(注1) | 40,000 円 |
|                  | PET/CT 検査    | 50,000 円 |

注1)DWIBS(ドゥイブス)検査:MRI の拡散強調画像を使用して全身のがん(頸部～骨盤部)を一度に検出する検査です。

※契約医療機関での短期人間ドックは、特定健診・長寿健診の内容をすべて含みます。

※同一年度内において特定健診、長寿健診、短期人間ドック助成は重複して受けることはできません。

※受診時に国保・後期高齢以外の健康保険に加入していた場合は、助成の対象となりません。

## 【受診できる期間】

5月1日(金)～令和9年2月28日(日)

## 【予約から検査までの手順】

①下段の「医療機関一覧」にある医療機関に電話予約

②役場ほけん福祉課保険係に助成の利用券申込み

※電話、来庁、スマートフォン(下記の二次元コードから)

※医療機関名、受診決定日、コースなどをお尋ねします。

## ●申込期間 3月23日(月)～4月17日(金)

※定員に達した場合は助成することができません。

期間内に定員に達しない場合は、期間を延長して受け付けます。なお、前年度に助成を受けた方は申込締切後に先着順に助成の決定となります。

③申込受付後、役場から助成決定を通知します。

④ドック前日までに利用券の助成申請・利用券受領に保険係へお越しください。

申込用二次元コード



24時間いつでも申し込めます!

<申込み・お問い合わせ先>

さつま町役場

ほけん福祉課 保険係

電話(0996)24-8932

窓口:本庁 1階4-④番

## 【医療機関一覧】 ※検査料金は基本金額を掲載してあります。詳細は医療機関へお問い合わせください。

| 医療機関  |                      | 電話番号                     | 種類(コース)      |                   | 検査料金      | 助成額       | 自己負担     |
|-------|----------------------|--------------------------|--------------|-------------------|-----------|-----------|----------|
| さつま町  | 薩摩郡医師会病院             | 0996-53-0326             | 1日           | 一般                | 38,500 円  | 25,000 円  | 13,500 円 |
|       |                      |                          | がん           | がん早期発見(DWIBS)(注2) | 77,000 円  | 40,000 円  | 37,000 円 |
| 薩摩川内市 | 済生会川内病院              | 0996-23-5221             | 1日           | 一般                | 41,140 円  | 25,000 円  | 16,140 円 |
|       |                      |                          | 2日           | 糖コース              | 68,860 円  |           | 43,860 円 |
|       |                      |                          |              | 大腸コース(75歳未満)      | 90,520 円  | 65,520 円  |          |
|       | 女性                   | 1日                       |              | 45,760 円          | 30,000 円  | 15,760 円  |          |
|       | 川内市医師会立市民病院          | 0996-22-1111             | 1日           | 一般                | 38,500 円  | 25,000 円  | 13,500 円 |
|       |                      |                          | 脳            | 40歳以上             | 38,500 円  |           | 13,500 円 |
| 鹿児島市  | 鹿児島厚生連病院<br>健康管理センター | 0996-53-1124<br>(北さつま農協) | 1日           | 一般 ※              | 47,500 円  | 25,000 円  | 22,500 円 |
|       |                      |                          |              | 大腸コース(70歳未満)      | 70,600 円  |           | 45,600 円 |
|       |                      |                          | 2日           | 一般                | 91,860 円  | 66,860 円  |          |
|       |                      |                          |              | 女性                | 1日 ※      | 54,760 円  | 30,000 円 |
|       | 2日                   |                          | 100,990 円    |                   | 70,990 円  |           |          |
|       |                      | 厚地記念クリニック                | 099-226-8871 | がん                | PET/CT    | 120,000 円 | 50,000 円 |
|       | 南風病院                 | 0120-332-411             | がん           | PET/CT            | 118,300 円 | 50,000 円  | 68,300 円 |

注2)一般コースの内容に加え、DWIBS 検査及び腫瘍マーカーを実施します。

**案内 さつま町外に転出の学生等 国民健康保険の手続きは4月末まで**

国民健康保険の加入者が、高校・大学等に修学または施設等に入所のために、転出してさつま町外に住民登録するときには、届出により引き続き転出前に所属していた世帯で国民健康保険に加入することができます。

**●新たに制度に該当する方**

|            |                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------|
| <b>マル学</b> | ・さつま町国民健康保険に加入していて、修学のために町外に住民登録を移した方               |
| <b>マル遠</b> | ・さつま町国民健康保険に加入していて、児童福祉施設等に入所するため町外の施設の住所に住民登録を移した方 |

**●制度に該当しなくなった方**

|            |                                                                                                                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>マル学</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生であっても就労して生計を立てている方や結婚して修学地で世帯を持っている方</li> <li>・卒業や退学により学生でなくなった方</li> <li>・社会保険に加入した方や扶養義務者が町外へ転出した方</li> </ul> |
| <b>マル遠</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所していた施設を退所した方</li> <li>・社会保険に加入した方や扶養義務者が町外へ転出した方</li> </ul>                                                     |

**【手続きに必要なもの】****■新規**

- ①在学・在園証明書 ※4月1日以降に発行されたもの
- ②手続きに来られる方の身分証明書 ※顔写真あり:1点・顔写真なし:2点
- ③対象者及び世帯主のマイナンバーが確認できるもの
- ④対象者の国民健康保険資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)

**■継続**

- ①在学・在園証明書 ※4月1日以降に発行されたもの
- ②手続きに来られる方の身分証明書 ※顔写真あり:1点・顔写真なし:2点
- ③対象者及び世帯主のマイナンバーが確認できるもの

**■返還**

- ①【卒業・退学により非該当の方】 卒業・退学証明書  
 【社会保険に加入された方】 社会保険資格取得連絡票、資格情報のお知らせ又は資格確認書  
 【施設を退所された方】 退所証明書
- ②手続きに来られる方の身分証明書 ※顔写真あり:1点・顔写真なし:2点
- ③対象者及び世帯主のマイナンバーが確認できるもの
- ④対象者の国民健康保険資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)

**【その他】**

○「マル学」、「マル遠」の該当者に係る国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主に対して、これまでどおり課税されます。

○介護施設や特別養護老人ホーム等に入所するため町外施設の住所に住民登録を移す方は、住所地特例となります。対象となる方には、転出時に手続きを案内しています。



＜手続き・お問い合わせ先＞  
 さつま町役場 ほけん福祉課 保険係  
 電話:(0996)24-8932  
 窓口:本庁1階4-④番